

<駆けつけサービス契約約款《UR 版》・東急セキュリティ駆けつけサービス《S1》をご利用のお客様>

重要事項説明書 <駆けつけサービス契約約款《UR 版》・東急セキュリティ駆けつけサービス《S1》>

改訂新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<p><駆けつけサービス契約約款《UR 版》></p> <p>第24条 損害賠償</p> <p>② 賠償額</p> <p>重過失の場合を除き当社は法律上の賠償責任に基づき次の賠償額を限度として契約者または利用者に損害金をお支払いします。ただし、契約者または利用者は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>I. 人的損害・物的損害併せて1事故につき10億円まで。</p> <p>II. 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で1億円まで。</p> <p>なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。</p> <p><東急セキュリティ駆けつけサービス《S1》></p> <p>第23条 損害賠償</p> <p>② 賠償額</p> <p>重過失の場合を除き当社は法律上の賠償責任に基づき次の賠償額を限度として契約者または利用者に損害金をお支払いします。ただし、契約者または利用者は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>I. 人的損害・物的損害併せて1事故につき10億円まで。</p> <p>II. 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で1億円まで。</p> <p>なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。</p>	<p><駆けつけサービス契約約款《UR 版》></p> <p>第24条 損害賠償</p> <p>② 賠償額</p> <p>当社は法律上の賠償責任に基づき次の賠償額を限度として契約者または利用者に損害金をお支払いします。ただし、契約者または利用者は上記損害発生の日（旅行等の長期外出時は帰宅後）から10日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>I. 人的損害・物的損害併せて1事故につき10億円まで。</p> <p>II. 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で1億円まで。</p> <p>なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。</p> <p><東急セキュリティ駆けつけサービス《S1》></p> <p>第23条 損害賠償</p> <p>② 賠償額</p> <p>当社は法律上の賠償責任に基づき次の賠償額を限度として契約者または利用者に損害金をお支払いします。ただし、契約者または利用者は上記損害発生の日（旅行等の長期外出時は帰宅後）から10日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>I. 人的損害・物的損害併せて1事故につき10億円まで。</p> <p>II. 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で1億円まで。</p> <p>なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。</p>

※本説明書は、2023年10月1日から適用します。